

会見の開催可否にかかるガイドライン

(目的)

- 本ガイドラインは、滋賀県庁会見室において企業・団体等が会見を行うにあたり、会見開催の可否を判断するために定める。

(会見の主催等)

- 会見は滋賀県政記者クラブ（以下、「記者クラブ」という）が開催する。会見で発表する者（以下、「会見者」という）は、滋賀県知事公室広報課（以下、「広報課」という）および記者クラブの指示に従って発表を行う。

(会見の対象)

- 滋賀県政に関わる内容のほか、記者クラブが認める会見を対象とする。ただし、以下のものは除く。
 - (1) 法令等に違反するもの、またはその恐れがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの、またはその恐れがあるもの
 - (3) 人権を侵害する恐れがあるもの
 - (4) 青少年の健全育成の観点から適切でないもの
 - (5) 消費者保護の観点から適切でないもの
 - (6) 発表する内容が虚偽または誇大なもの
 - (7) 風俗営業に係るもの、またはこれに類似するもの
 - (8) 暴力団等の反社会的勢力に該当する者もしくは関係している者が行うもの

(会見の申込)

- 会見を希望する者は、広報課（報道係）に申し込みを行う。
- 会見の申込を行った後、取りやめ、もしくは開催日時が変更になったときは、速やかに広報課に連絡しなければならない。

(会見開催の可否)

- 申し込みのあった内容のうち、滋賀県政記者クラブ幹事社の承認を得たものについて記者会見を開催する。ただし、他の会見の開催状況により開催できない場合がある。
- 開催の可否は申し込み後、広報課から速やかに回答する。

(開催案内、会見資料)

- 会見者は、会見の開催案内を作成し、開催日の1週間前をめぐりに、広報課へ電子メールで提出すること。
- 会見時に記者へ配布する説明資料、掲示物等は、会見者が会見当日に持参すること。

(その他)

- 県が緊急に発表しなければならない案件が生じた場合、開催決定した会見であっても時間の変更もしくは日程の変更をする場合がある。
- 本ガイドラインは、記者クラブと広報課が必要に応じて協議の上、見直すこととする。

本ガイドラインは、令和3年4月1日から施行する。